

令和6年度

3月補正予算の概要

八代市

令和6年度3月補正予算

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補正額	計	前年同期比
一般会計（第14号）	72,925,800	3,901,100	76,826,900	9.8%
特別会計	34,640,468	235,240	34,875,708	1.5%
国民健康保険（第4号）	17,011,684	997	17,012,681	1.2%
介護保険（第4号）	15,088,571	230,695	15,319,266	2.1%
診療所（第2号）	74,900	3,548	78,448	11.7%
その他	2,465,313	0	2,465,313	6.1%
企業会計	8,257,326	0	8,257,326	4.6%
合 計	115,823,594	4,136,340	119,959,934	11.4%

【歳入】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	15,657,159	61,966	15,719,125
2 地 方 譲 与 税	681,000		681,000
3 利 子 割 交 付 金	3,000		3,000
4 配 当 割 交 付 金	61,000		61,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	42,000		42,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	234,000		234,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,154,000		3,154,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8,100		8,100
9 環 境 性 能 割 交 付 金	71,000		71,000
10 地 方 特 例 交 付 金	705,000		705,000
11 地 方 交 付 税	16,882,753	545,150	17,427,903
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,568		14,568
13 分 担 金 及 び 負 担 金	281,596		281,596
14 使 用 料 及 び 手 数 料	764,872		764,872
15 国 庫 支 出 金	13,370,184	821,213	14,191,397
16 県 支 出 金	7,265,726	681,509	7,947,235
17 財 産 収 入	88,938		88,938
18 寄 附 金	2,232,775	1,300,000	3,532,775
19 繰 入 金	1,589,748		1,589,748
20 繰 越 金	1,382,866	280,162	1,663,028
21 諸 収 入	1,350,215		1,350,215
22 市 債	7,085,300	211,100	7,296,400
歳 入 合 計	72,925,800	3,901,100	76,826,900

【歳出】

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	366,790		366,790
2 総 務 費	8,312,666	1,229,088	9,541,754
3 民 生 費	27,733,607	982,472	28,716,079
4 衛 生 費	5,365,703	11,295	5,376,998
5 農 林 水 産 業 費	4,385,597	658,289	5,043,886
6 商 工 費	2,286,639	3,920	2,290,559
7 土 木 費	5,964,394	223,960	6,188,354
8 消 防 費	3,032,345	13,952	3,046,297
9 教 育 費	6,040,687	590	6,041,277
10 災 害 復 旧 費	965,358		965,358
11 公 債 費	7,400,217		7,400,217
12 諸 支 出 金	1,051,797	777,534	1,829,331
13 予 備 費	20,000		20,000
歳 出 合 計	72,925,800	3,901,100	76,826,900

※略語の解説

以下の項目に該当する事業については、事務事業名の頭に略語を表示しています。

《最優先課題》

【豪】…令和2年7月豪雨災害関連事業

《八代市の未来を創る5つのビジョン関連事業》

【災】…災害に強い豊かな「まち」の実現(重点戦略1)

【育】…次代を担う子どもの育成と安心な暮らしの創生(重点戦略2)

【農】…稼げる農林水産業の実現(重点戦略3)

【賑】…地域の魅力とにぎわいの創出(重点戦略4)

【ス】…持続可能な選ばれるまち“スマートシティやつしろ”の推進
(重点戦略5)

一般会計補正予算

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項	特 定 財 源
【総務費】		
1,229,088	<p>(1) <u>職員給与経費（退職手当）</u> 210,069 (人事課) 退職手当の不足額を補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 563,229千円 - 353,160千円 = 210,069千円</p>	
	<p>(2) <u>ふるさと納税事業</u> 719,000 (観光振興課) 寄附金が当初の予定を上回り、本年度に支払う返礼品代や委託料などが当初の見込みより増加したことから、不足する経費について補正するもの。 ふるさと納税謝礼（返礼品代）：469,550千円 郵便料：8,786千円 ふるさと納税委託料：240,664千円</p>	寄附金 719,000
	<p>【災】 (3) <u>生活交通確保維持事業</u> 282,597 (地域政策課) 地方バス路線維持費補助金：265,597千円 バス事業者の令和5年10月1日～令和6年9月30日における欠損額について、補助金を交付するもの。 運行系統：17系統（産交バス(株)16系統、(株)麻生交通1系統） ・生活交通路線維持費補助：31,856千円（1系統） ・地方バス運行等特別対策補助：233,741千円（16系統） 補助合計：265,597千円（17系統） 八代市乗合タクシー運行事業補助金：17,000千円 令和6年4月のタクシー運賃改定及び令和6年10月からの路線新設や運行内容の見直しに伴い、運行経費が当初の予定より上回る見込みであることから、補助金の不足額を補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 107,505千円 - 90,505千円 = 17,000千円</p>	県支出金（定額） 24,230
	<p>(4) <u>国県支出金等返還金事業</u> 10,422 (会計課) 令和5年度の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の精算に伴い、超過交付分を返還するもの。</p>	
	<p>(5) <u>市税還付金事業</u> 7,000 (納税課) 過年度の市県民税等に高額な還付金が生じたことから、市税等還付金の不足が見込まれるため補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 57,000千円 - 50,000千円 = 7,000千円</p>	
【民生費】		
982,472	<p>(6) <u>特別会計繰出金事業（介護）</u> 29,014 (介護保険課) 介護保険システム改修経費の一部及び介護給付費のうち市負担分を介護保険特別会計へ繰出すもの。 繰出金：29,014千円 システム改修：264千円 介護給付費：28,750千円</p>	
	<p>(7) <u>障害福祉サービス給付事業</u> 90,000 (障がい者支援課) 就労継続支援B型や共同生活援助などの件数及び1件当たりの金額の増により、給付費が不足するため補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 3,117,469千円 - 3,027,469千円 = 90,000千円</p>	国庫支出金（1/2） 45,000 県支出金（1/4） 22,500

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項		特 定 財 源					
	<p>(8) <u>物価高騰重点支援給付金給付事業（不足額給付）</u> 463,208 <u>（重点支援給付金事業推進室）</u> 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、令和6年度に実施した定額減税補足給付の額（当初調整給付額）に不足のあることが判明したのに対して、追加で不足額を給付するための経費を補正するもの。</p> <p>【給付対象者】 令和7年1月1日時点で本市に住民登録があり、次のⅠまたはⅡに該当するもの</p> <p><不足額給付Ⅰ> 令和6年分所得税額及び令和6年度市民税・県民税所得割額から算出される定額減税控除不足額が、令和6年度に実施した定額減税補足給付の額（当初調整給付額）を上回るもの</p> <p><不足額給付Ⅱ> 次の（1）から（3）の条件すべてに該当するもの （1）所得税および市民税・県民税所得割の定額減税前税額0円のもの （2）税制度上「扶養親族」の対象外のもの （青色事業専従者・事業専従者（白色）、合計所得金額48万円超のもの） （3）低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していないもの</p> <p>【支給額】 <不足額給付Ⅰ> 「令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定した後の本来給付すべき額」と「令和6年度に実施した定額減税補足給付の額（当初調整給付額）」の差額（それぞれ1万円単位で計算）</p> <p><不足額給付Ⅱ> 4万円（定額） ただし、令和6年1月1日時点で国外居住者であったものは3万円</p> <p>事務費：39,208千円 職員手当等（時間外手当）： 486千円 需用費（消耗品等）： 97千円 役務費（郵便料等）： 4,737千円 委託料（支給業務委託等）： 33,888千円</p> <p>給付費：424,000千円</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物価高騰重点支援給付金給付事業（不足額給付）</td> <td>463,208</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	物価高騰重点支援給付金給付事業（不足額給付）	463,208	463,208	国庫支出金 (臨)	463,208
事 項	限 度 額							
物価高騰重点支援給付金給付事業（不足額給付）	463,208							
【育】	<p>(9) <u>私立保育所保育事業</u> 239,142 <u>（こども未来課）</u> 国の公定価格改正の告示を受け、給付費が不足するため補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 4,499,294千円 - 4,260,152千円 = 239,142千円</p>	239,142	国庫支出金 (1/2) 県支出金 (1/4)	119,571 59,785				
【育】	<p>(10) <u>施設型給付事業</u> 63,256 <u>（こども未来課）</u> 国の公定価格改正の告示を受け、給付費が不足するため補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 1,029,263千円 - 966,007千円 = 63,256千円</p>	63,256	国庫支出金 (1/2) 県支出金 (1/4・1/2)	31,628 16,067				

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項		特 定 財 源					
	<p>(11) <u>保育所等物価高騰対策支援金支給事業（重点交付金）</u> 8,642</p> <p style="text-align:right"><u>（こども未来課）</u></p> <p>原価価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響に直面する保育所等事業者に対し、事業の安定的な運営を支援するために物価高騰対策支援金を支給するもの。</p> <p>物価高騰対策支援金：8,642千円 定員19人以下（3施設）：102千円 定員20～59人以下（16施設）：1,808千円 定員60人以上（33施設）：6,732千円</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;">事 項</th> <th style="width:20%;">限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所等物価高騰対策支援金支給事業（重点交付金）</td> <td style="text-align:center">8,642</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	保育所等物価高騰対策支援金支給事業（重点交付金）	8,642		県支出金 (定額)	8,642
事 項	限 度 額							
保育所等物価高騰対策支援金支給事業（重点交付金）	8,642							
	<p>(12) <u>生活保護費給付事業</u> 89,210</p> <p style="text-align:right"><u>（生活援護課）</u></p> <p>高齢者世帯及び単身世帯数の増加等により、生活費や住宅費が増加したこと、また、一人あたりの医療費単価等が増加したことから、生活保護費の不足額を補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 3,158,140千円 - 3,068,930千円 = 89,210千円</p>		国庫支出金 (3/4)	66,906				
【衛生費】								
11,295	<p>(13) <u>地域医療支援事業</u> 1,100</p> <p style="text-align:right"><u>（健康福祉政策課）</u></p> <p>熊本労災病院が行う災害時拠点強化促進事業に係る地方負担分について、事業進捗が早まり、令和6年度分の経費が増加したため不足する負担金を補正するもの。</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 19,720千円 - 18,620千円 = 1,100千円</p>		市債 (90%)	1,000				
	<p>(14) <u>特別会計繰出金事業（診療所）</u> 8,874</p> <p style="text-align:right"><u>（健康福祉政策課）</u></p> <p>令和5年度県補助金の超過交付分を返還する費用が不足するため、診療所特別会計へ繰出すもの。また、本年度の県補助金が減額となる見込みから、予算を組み替える必要があるため、減額相当分を繰出すもの。</p> <p>繰出金 : 8,874千円 R5補助金返還金 3,548千円 R6補助金減額分 5,326千円</p> <p>補正後額 補正前額 補正額 36,510千円 - 27,636千円 = 8,874千円</p>							
	<p>(15) <u>生活環境事務組合負担金事業（じん芥）</u> 1,321</p> <p style="text-align:right"><u>（環境施設課）</u></p> <p>クリーンセンターの解体に係る調査・実施設計経費、及びクリーンセンターへの搬入量確定により、市町負担金の負担割合の変更に伴う負担金を補正するもの。</p> <p>生活環境事務組合負担金 : 1,321千円 【内訳】 調査及び実施設計経費 1,292千円 負担割合変更による不足分 29千円</p> <p><u>繰越明許費（環境施設課）</u></p> <p style="text-align:center">—</p> <p>国の補助事業を活用するにあたり、国との協議により、事業費の一部を繰越す必要が生じたため繰越すもの。</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;">事 項</th> <th style="width:20%;">限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛 生 処 理 セ ン タ ー 解 体 事 業</td> <td style="text-align:center">75,432</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	衛 生 処 理 セ ン タ ー 解 体 事 業	75,432			
事 項	限 度 額							
衛 生 処 理 セ ン タ ー 解 体 事 業	75,432							

款 補正額	主 要 事 項	特 定 財 源																																				
【農林水産業費】																																						
658,289	<p>【農】 (16) 強い農業づくり支援事業 (農業振興課)</p> <p>「強い農業づくり総合支援交付金」を活用し、地域農業において中心的な役割を果たしている農業者団体・農業法人等による協同利用施設等の整備に要する経費の一部を補助するもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施主体名</th> <th>受益戸数</th> <th>事業内容</th> <th>対象品目</th> <th>補助対象額 (千円)</th> <th>補助額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R7丸鋼管ハウス 生産管理組合</td> <td>4戸</td> <td>低コスト耐候性ハウス (丸鋼管)</td> <td>トマト類</td> <td>183,036</td> <td>91,518</td> </tr> <tr> <td>R7角鋼管ハウス 生産管理組合</td> <td>2戸</td> <td>低コスト耐候性ハウス (角鋼管従来型)</td> <td>トマト類</td> <td>113,375</td> <td>56,687</td> </tr> <tr> <td>R7屋根型ハウス 生産管理組合</td> <td>8戸</td> <td>低コスト耐候性ハウス (角鋼管屋根型)</td> <td>トマト類</td> <td>694,260</td> <td>347,130</td> </tr> <tr> <td colspan="4">計</td> <td>990,671</td> <td>495,335</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助率 (1/2) 以内</p> <p>繰越明許費 ・補助内示後の事業着手となり年度内完了が困難であるため繰越すもの。 (495,335千円) ・実施主体である八代地域農業協同組合において、建築工事の現場作業員の確保が困難となり、年度内完了が見込めないため繰越すもの。 (788,482千円)</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強 い 農 業 づ く り 支 援 事 業</td> <td>1,283,817</td> </tr> </tbody> </table>	事業実施主体名	受益戸数	事業内容	対象品目	補助対象額 (千円)	補助額 (千円)	R7丸鋼管ハウス 生産管理組合	4戸	低コスト耐候性ハウス (丸鋼管)	トマト類	183,036	91,518	R7角鋼管ハウス 生産管理組合	2戸	低コスト耐候性ハウス (角鋼管従来型)	トマト類	113,375	56,687	R7屋根型ハウス 生産管理組合	8戸	低コスト耐候性ハウス (角鋼管屋根型)	トマト類	694,260	347,130	計				990,671	495,335	事 項	限 度 額	強 い 農 業 づ く り 支 援 事 業	1,283,817	495,335	県支出金 (10/10)	495,335
事業実施主体名	受益戸数	事業内容	対象品目	補助対象額 (千円)	補助額 (千円)																																	
R7丸鋼管ハウス 生産管理組合	4戸	低コスト耐候性ハウス (丸鋼管)	トマト類	183,036	91,518																																	
R7角鋼管ハウス 生産管理組合	2戸	低コスト耐候性ハウス (角鋼管従来型)	トマト類	113,375	56,687																																	
R7屋根型ハウス 生産管理組合	8戸	低コスト耐候性ハウス (角鋼管屋根型)	トマト類	694,260	347,130																																	
計				990,671	495,335																																	
事 項	限 度 額																																					
強 い 農 業 づ く り 支 援 事 業	1,283,817																																					
	<p>(17) 土地改良施設維持管理適正化事業 (農地整備課)</p> <p>昭和第2排水機場の2号エンジン分解整備作業中にシリンダヘッド等に損傷が確認されたため、部品交換を行う経費を補正するもの。</p> <p>昭和第2排水機場2号エンジン整備：8,789千円</p> <p>繰越明許費 ・昭和第二排水機場2号エンジンの分解整備工事(オーバーホール)を行う中で、部品交換が必要となり、年度内完了が見込めないため繰越すもの。 (11,308千円) ・部品が受注生産による特注品であり、交換までに時間を要するため繰越すもの。(8,789千円)</p> <p>【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地 改 良 施 設 維 持 管 理 適 正 化 事 業</td> <td>20,097</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	土 地 改 良 施 設 維 持 管 理 適 正 化 事 業	20,097	8,789																																
事 項	限 度 額																																					
土 地 改 良 施 設 維 持 管 理 適 正 化 事 業	20,097																																					
	<p>(18) 県営土地改良事業負担金事業 (農地整備課)</p> <p>《国の1次補正》 国の補正に伴い、令和7年度実施予定の県営土地改良事業の一部を前倒しして行うための事業負担金を補正するもの。</p> <p>県営土地改良事業負担金：81,130千円</p> <p>【県営土地改良事業負担金事業内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地海岸保全事業</td> <td>20,110千円</td> </tr> <tr> <td>文政地区 (負担率 5%)</td> <td>19,250千円</td> </tr> <tr> <td>八代海岸地区 (負担率 5%)</td> <td>860千円</td> </tr> <tr> <td>かんがい排水事業</td> <td>43,900千円</td> </tr> <tr> <td>津口・芝口地区 (負担率10%)</td> <td>43,900千円</td> </tr> <tr> <td>経営体育成基盤整備事業</td> <td>17,120千円</td> </tr> <tr> <td>昭和地区 (負担率10%)</td> <td>9,520千円</td> </tr> <tr> <td>両出地区 (負担率10%)</td> <td>7,600千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>81,130千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補正額	農地海岸保全事業	20,110千円	文政地区 (負担率 5%)	19,250千円	八代海岸地区 (負担率 5%)	860千円	かんがい排水事業	43,900千円	津口・芝口地区 (負担率10%)	43,900千円	経営体育成基盤整備事業	17,120千円	昭和地区 (負担率10%)	9,520千円	両出地区 (負担率10%)	7,600千円	合 計	81,130千円	81,130	市債 (100%)	81,100														
区 分	補正額																																					
農地海岸保全事業	20,110千円																																					
文政地区 (負担率 5%)	19,250千円																																					
八代海岸地区 (負担率 5%)	860千円																																					
かんがい排水事業	43,900千円																																					
津口・芝口地区 (負担率10%)	43,900千円																																					
経営体育成基盤整備事業	17,120千円																																					
昭和地区 (負担率10%)	9,520千円																																					
両出地区 (負担率10%)	7,600千円																																					
合 計	81,130千円																																					

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項		特 定 財 源											
	(19) <u>水利施設管理強化事業</u> <u>(農地整備課)</u> 土地改良区が管理する農業水利施設における令和6年4月から9月の電気料高騰分の一部を補助するもの。 省エネルギー化推進事業 電気料高騰分の70%を助成。 八代平野北部土地改良区 : 234千円 八代平野南部土地改良区 : 139千円 八の字土地改良区 : 322千円	695	県支出金 (10/10)	695										
	(20) <u>地籍調査事業</u> <u>(地籍調査課)</u> 《国の1次補正》 国の補正に伴い、令和7年度実施予定の地籍調査事業の一部を前倒しして行うための経費を補正するもの。 地籍調査作業路修繕 : 450千円 測量調査業務委託 : 71,440千円 補償費(支障木伐採) : 450千円 【繰越明許費】 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地 籍 調 査 事 業</td> <td>72,340</td> </tr> </tbody> </table> 繰越明許費(農業振興課) ・農産関係一般事務事業については、食肉センター跡地の抵当権設定登記抹消登記請求訴訟の判決が1月24日に下り、海外に居住している被告へ判決文の送達に時間を要することから、年度内完了が困難となったため繰越すもの。 ・持続的畑作生産体系確立事業については、実施主体である(株)タナカ農産において、建築工事の現場作業員の確保が困難となり、年度内完了が見込めないため繰越すもの。 【繰越明許費】 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農 産 関 係 一 般 事 務 事 業</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td>持 続 的 畑 作 生 産 体 系 確 立 事 業</td> <td>39,345</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	限 度 額	地 籍 調 査 事 業	72,340	事 項	限 度 額	農 産 関 係 一 般 事 務 事 業	162	持 続 的 畑 作 生 産 体 系 確 立 事 業	39,345	72,340	県支出金 (3/4)	54,255
事 項	限 度 額													
地 籍 調 査 事 業	72,340													
事 項	限 度 額													
農 産 関 係 一 般 事 務 事 業	162													
持 続 的 畑 作 生 産 体 系 確 立 事 業	39,345													
【商工費】														
3,920	(21) <u>職員給与経費(時間外勤務手当)</u> <u>(観光振興課)</u> 職員手当等(時間外手当) : 3,920千円	3,920												
【土木費】														
223,960	【賑】 (22) <u>道路維持事業</u> <u>(土木課)</u> 《国の1次補正》 国の補正に伴い、令和7年度予定の道路維持事業を一部前倒しして実施するため、不足する経費を補正するもの 事業内容 ・前川右岸堤防線舗装工事(サイクル) : 30,000千円 ・内田江向西区線外4路線舗装工事 : 94,000千円 【繰越明許費の変更】 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 路 維 持 事 業</td> <td>21,136</td> <td>145,136</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	変 更 前	変 更 後	道 路 維 持 事 業	21,136	145,136	124,000	国庫支出金 (1/2・ 5.5/10) 市債 (100%)	63,500 60,500				
事 項	変 更 前	変 更 後												
道 路 維 持 事 業	21,136	145,136												
	【災】 (23) <u>南部幹線道路整備事業(県事業負担金)</u> <u>(都市整備課)</u> 《国の1次補正》 国の補正に伴い、令和7年度予定の南部幹線道路整備事業を県が一部前倒しして実施するため、不足する市の負担額を補正するもの 事業内容 県事業負担金 : 37,160千円(南部幹線県事業負担金10%)	37,160	市債 (100%)	37,100										

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項	特 定 財 源																											
	<p data-bbox="244 235 308 291">【災】</p> <p data-bbox="308 235 1217 291">(24) 西片西宮線道路整備事業 56,200 (都市整備課)</p> <p data-bbox="379 291 542 318">《国の1次補正》</p> <p data-bbox="379 318 1082 362">国の補正に伴い、令和7年度予定の西片西宮線道路整備事業を一部前倒しして実施するため、不足する経費を補正するもの</p> <p data-bbox="399 380 486 407">事業内容</p> <p data-bbox="399 407 821 452">・文化財調査調査委託 : 20,000千円 ・西片西宮線改築・舗装工事 : 36,200千円</p> <p data-bbox="359 459 550 486">【繰越明許費の変更】 単位：千円</p> <table border="1" data-bbox="347 486 1098 582"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西 片 西 宮 線 道 路 整 備 事 業</td> <td>93,948</td> <td>150,148</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="308 622 1217 678">(25) 八千把地区土地区画整理事業 6,600 (都市整備課)</p> <p data-bbox="379 678 542 705">《国の1次補正》</p> <p data-bbox="379 705 1082 750">国の補正に伴い、令和7年度予定の八千把地区土地区画整理事業を一部前倒しして実施するため、不足する経費を補正するもの。</p> <p data-bbox="399 768 486 795">事業内容</p> <p data-bbox="399 795 790 822">・古閑中1号線築造工事 : 6,600千円</p> <p data-bbox="359 822 550 848">【繰越明許費の変更】 単位：千円</p> <table border="1" data-bbox="347 848 1098 934"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八 千 把 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業</td> <td>87,200</td> <td>93,800</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="347 1003 598 1030">繰越明許費（建築指導課） —</p> <p data-bbox="379 1030 1069 1075">国の宅地嵩上げ事業の進捗が遅れが生じ、年度内の完了が困難となったため繰越すもの。</p> <p data-bbox="359 1093 486 1120">【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1" data-bbox="347 1120 1098 1209"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災 害 危 険 区 域 に お け る 水 準 点 設 置 事 業 (豪 雨 災 害)</td> <td>920</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="347 1249 598 1276">繰越明許費（都市整備課） —</p> <p data-bbox="379 1276 1069 1388">・公園施設長寿命化対策支援事業については、県及び他市町村との調整後に発注する必要が生じたため、年度内の完了が困難となり、繰越すもの。 ・都市公園安全・安心対策緊急支援事業については、公園のトイレ改修について、令和7年1月にアスベスト調査により含有していることが発覚し、除去に不測の日数を要するため、年度内の完了が困難となり繰越すもの。</p> <p data-bbox="359 1406 486 1433">【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1" data-bbox="347 1433 1098 1568"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公 園 施 設 長 寿 命 化 対 策 支 援 事 業</td> <td>2,371</td> </tr> <tr> <td>都 市 公 園 安 全 ・ 安 心 対 策 緊 急 支 援 事 業</td> <td>3,317</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="347 1619 566 1646">繰越明許費（住宅課） —</p> <p data-bbox="379 1646 1069 1691">国の補助事業を活用するにあたり、国との協議により、事業費の一部を繰越す必要が生じたため繰越すもの。</p> <p data-bbox="359 1709 486 1736">【繰越明許費】 単位：千円</p> <table border="1" data-bbox="347 1736 1098 1825"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災 害 公 営 住 宅 建 設 事 業</td> <td>1,507</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	変 更 前	変 更 後	西 片 西 宮 線 道 路 整 備 事 業	93,948	150,148	事 項	変 更 前	変 更 後	八 千 把 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	87,200	93,800	事 項	限 度 額	災 害 危 険 区 域 に お け る 水 準 点 設 置 事 業 (豪 雨 災 害)	920	事 項	限 度 額	公 園 施 設 長 寿 命 化 対 策 支 援 事 業	2,371	都 市 公 園 安 全 ・ 安 心 対 策 緊 急 支 援 事 業	3,317	事 項	限 度 額	災 害 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,507	<p data-bbox="1233 235 1458 347">国庫支出金 (1/2) 市債 (100%) 28,100 28,100</p> <p data-bbox="1233 622 1458 734">国庫支出金 (1/2) 市債 (100%) 3,300 3,300</p> <p data-bbox="1233 1003 1458 1030">—</p> <p data-bbox="1233 1249 1458 1276">—</p> <p data-bbox="1233 1619 1458 1646">—</p>	<p data-bbox="1353 235 1458 347">28,100</p> <p data-bbox="1353 622 1458 734">3,300</p> <p data-bbox="1353 1003 1458 1030">—</p> <p data-bbox="1353 1249 1458 1276">—</p> <p data-bbox="1353 1619 1458 1646">—</p>
事 項	変 更 前	変 更 後																											
西 片 西 宮 線 道 路 整 備 事 業	93,948	150,148																											
事 項	変 更 前	変 更 後																											
八 千 把 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	87,200	93,800																											
事 項	限 度 額																												
災 害 危 険 区 域 に お け る 水 準 点 設 置 事 業 (豪 雨 災 害)	920																												
事 項	限 度 額																												
公 園 施 設 長 寿 命 化 対 策 支 援 事 業	2,371																												
都 市 公 園 安 全 ・ 安 心 対 策 緊 急 支 援 事 業	3,317																												
事 項	限 度 額																												
災 害 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,507																												
【消防費】																													
13,952	<p data-bbox="308 1915 1217 1971">(26) 広域行政事務組合負担金事業 13,952 (危機管理課)</p> <p data-bbox="379 1971 1082 2016">広域行政事務組合において人事院勧告に伴う給与改定があったことから、人件費に対する負担金を増額補正するもの。</p> <p data-bbox="399 2027 694 2054">通常消防負担金 : 13,952千円</p>																												

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項	特 定 財 源									
【教育費】											
590	(27) <u>職員給与経費（退職手当）</u> (教育政策課) 退職手当の不足額を補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 590千円 - 0千円 = 590千円	590									
【災害復旧費】											
0	繰越明許費の変更（水産林務課） ・林道施設災害復旧事業については、隣接する県治山工事が大雨等の影響により工程に遅れが生じたこと及び、入札不調などにより工期の確保が困難となったため繰越すもの。 ・林業施設災害復旧事業（豪雨災害）については、工事予定箇所に拡大崩壊の兆候があり、経過観察等調査を行った期間に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となったため繰越すもの。 【繰越明許費の変更】 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>変 更 前</th> <th>変 更 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林 道 施 設 災 害 復 旧 事 業</td> <td>84,831</td> <td>150,175</td> </tr> <tr> <td>林 道 施 設 災 害 復 旧 事 業（豪雨災害）</td> <td>280,000</td> <td>309,098</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	変 更 前	変 更 後	林 道 施 設 災 害 復 旧 事 業	84,831	150,175	林 道 施 設 災 害 復 旧 事 業（豪雨災害）	280,000	309,098	—
事 項	変 更 前	変 更 後									
林 道 施 設 災 害 復 旧 事 業	84,831	150,175									
林 道 施 設 災 害 復 旧 事 業（豪雨災害）	280,000	309,098									
【諸支出金】											
777,534	(28) <u>減債基金事業</u> (財政課) 国の補正予算により普通交付税に臨時財政対策債償還基金費が創設されことから、令和7年度及び8年度において臨時財政対策債の償還費とするため、減債基金に積み立てるもの。 減債基金積立金：196,534千円 (29) <u>ふるさと八代元気づくり応援基金事業</u> (財政課) ふるさと元気づくり応援寄附金が当初の予定を上回る見込みのため、基金積立金を増額補正するもの。 補正後額 補正前額 補正額 1,612,668千円 - 1,031,668千円 = 581,000千円	196,534 581,000									
3,901,100		寄附金 581,000									

特別会計補正予算

(単位：千円)

款 補正額	主 要 事 項	特 定 財 源
【国民健康保険】		
997	<p>(30) 財政調整基金事業 (国保ねんきん課) 財政調整基金の利子が当初見込みを上回ったため、不足する積立額を補正するもの。 基金利子積立額：203千円 補正後額 203千円 - 補正前額 3千円 = 補正額 200千円</p> <p>(31) 償還金事業 (国保ねんきん課) 令和5年度の事業費の確定に伴い、超過交付となった補助金及び交付金について、国、県へ返還を行うために必要な経費を補正するもの。 令和5年度返還分 798千円 国支出金返還金 : 29千円 県支出金返還金 : 769千円 補正後額 798千円 - 補正前額 1千円 = 補正額 797千円</p>	<p>財産収入 200</p> <p>797</p>
【介護保険】		
230,695	<p>(32) 介護管理一般事務事業 (介護保険課) 介護保険料等の算定における、年金収入等の基準額の見直しに対応するため、介護保険システムの改修経費を補正するもの。 介護保険システム改修委託 : 528千円</p> <p>(33) 施設介護サービス給付事業 (介護保険課) 施設介護サービス給付費が不足するため、必要な経費を補正するもの。 補正後額 4,097,000千円 - 補正前額 3,957,000千円 = 補正額 140,000千円</p> <p>(34) 地域密着型サービス給付事業 (介護保険課) 地域密着型サービス給付費が不足するため、必要な経費を補正するもの。 補正後額 2,694,000千円 - 補正前額 2,604,000千円 = 補正額 90,000千円</p> <p>(35) 介護給付費準備基金事業 (介護保険課) 介護給付費準備基金の利子が当初見込みを上回ったため、不足する積立額を補正するもの。 基金利子積立額：219千円 補正後額 219千円 - 補正前額 52千円 = 補正額 167千円</p>	<p>国庫支出金 (1/2) 繰入金 264</p> <p>国庫支出金 (7.5%、) 15%) 県支出金 (17.5%) 繰入金 31,500</p> <p>24,500</p> <p>17,500</p> <p>国庫支出金 (7.5%、) 20%) 県支出金 (12.5%) 繰入金 24,750</p> <p>11,250</p> <p>11,250</p> <p>財産収入 167</p>
【診療所】		
3,548	<p>(36) 椎原診療所一般管理事業 (健康福祉政策課) 令和5年度の事業費の確定に伴い、超過交付となった補助金について、県へ返還を行うために必要な経費を補正するもの。 県補助金返還金：4,048千円 補正後額 4,048千円 - 補正前額 500千円 = 補正額 3,548千円</p>	<p>繰入金 3,548</p> <p>3,548</p>
235,240		